

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 20 | こども医療費助成に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- 本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- 個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | こども医療費助成に関する事務 |
| ②事務の概要 | 日南市では、日南市こども医療費助成に関する条例に基づき、対象となる中学生以下のこどもの養育者へ、医療費の助成を行っている。 日南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに日南市こども医療費助成に関する条例に基づき、対象者に対し、医療費の助成を行う。 ①受給資格認定申請の受付及び審査 ②受給資格認定及び資格証の交付 |
| ③システムの名称 | ①総合福祉WEL+ ②MICJET番号連携サーバー ③中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| こども医療費受給者台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第2項 日南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第9項 日南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 こども課 |
| ②所属長の役職名 | こども課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉部 こども課 こども政策係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1131 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | |
| 適用した理由 | []適用した |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年2月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年2月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底している。また、児童扶養手当に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
|------------------|---|

当該対策は十分か【再掲】 [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

| | |
|-------|---|
| 判断の根拠 | 市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウト徹底を呼びかけており、年2回リスクチェックリストによる確認を実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |
|-------|---|

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成30年9月7日 | I 5. ①部署 | こども課 | 健康福祉部 こども課 | 事後 | |
| 平成30年9月7日 | I 5. ②所属長の役職名 | 課長 黒岩 保雄 | こども課長 | 事後 | |
| 平成30年9月7日 | I 7. 請求先 | 総務課総務係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 | 総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1 | 事後 | |
| 平成30年9月7日 | I 8. 連絡先 | こども課 こども政策係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 | 健康福祉部 こども課 こども政策係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 | 事後 | |
| 平成30年9月7日 | II 1. 対象人数 いつの時点 の計数か | 平成29年5月1日時点 | 平成30年6月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年9月7日 | II 2. 対象人数 いつの時点 の計数か | 平成29年5月1日時点 | 平成30年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | II 1. 対象人数 いつの時点 の計数か | 平成30年6月1日時点 | 令和1年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | II 2. 取扱者数 いつの時点 の計数か | 平成30年6月1日時点 | 令和1年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月25日 | IV リスク対策 | | 項目追加 | 事後 | 様式変更 |
| 令和2年12月28日 | I 1. ②事務の概要 | 特定個人情報の提供に関する条例(未施行) | (未施行)を削除 | 事後 | |
| 令和2年12月28日 | II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か | 令和1年6月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年12月28日 | II 2. 対象人数 いつ時点の 計数か | 令和1年6月1日時点 | 令和2年12月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | I 4. ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 | 番号法第19条第9号 | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か | 令和2年12月1日時点 | 令和3年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月30日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か | 令和2年12月1日時点 | 令和3年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年10月20日 | I 7. 請求先 | 総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1 | 総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1 | 事後 | |
| 令和4年10月20日 | II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か | 令和3年9月1日時点 | 令和4年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年10月20日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か | 令和3年9月1日時点 | 令和4年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年10月23日 | II 1. 対象人数 いつ時点の計 数か | 令和4年9月1日時点 | 令和5年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年10月23日 | II 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か | 令和4年9月1日時点 | 令和5年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年3月21日 | II 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年9月1日時点 | 令和7年2月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年3月21日 | IV リスク対策 | | 項目の追加 | 事後 | 様式変更 |
| 令和7年3月21日 | IV リスク対策2, 3, 6, 7, 10 | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | |